

●香川県告示第270号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県小豆総合事務所用地管理課において縦覧に供する。

令和5年10月31日

香川県知事 池田豊人

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する道路敷及び水路敷（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	大字名	字名	地番
谷	小豆郡	小豆島町	木庄	谷	甲218番1、甲218番2、甲219番1、甲220番、甲221番、甲252番、甲253番、甲256番、甲257番、乙152番1、乙153番1、乙153番2、乙154番、乙156番1、乙156番2、乙157番
〃	〃	〃	〃	平見	甲213番、甲216番5
〃	〃	〃	〃	山崎	甲361番1、甲361番2、甲361番3、甲361番4、甲362番

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県小豆総合事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。）